

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

平成26年1月

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の**技能労働者の不足等**に伴う労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (例年の4月改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

 **全職種平均** 全 国 (16,190円) 平成25年4月比; **+7.1%** (平成24年度比; **+23.2%**)
被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; **+8.4%** (平成24年度比; **+31.2%**)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置(継続)(当面被災三県のみ)

※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請(平成26年1月30日)

建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
 - ・適切な価格での下請契約の締結
 - ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
 - ・元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約を締結
 - ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
- (4) ダンピング受注の排除
- (5) 消費税の適切な支払い

地方公共団体等(公共発注者)あて

- (1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用
- (2) ダンピング受注の排除・歩切りの根絶
- (3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

民間発注者あて

- (1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更
- (2) 法定福利費相当額の適切な支払い
 - ・法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による工事発注
- (3) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取組み

- (1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視
- (2) 国交省直轄工事の**元請・一次下請**については、**社会保険加入企業に限る**方向で検討(平成26年度中に開始)
地方公共団体等、他の公共工事発注者にも、同様の検討を要請

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

全国全職種平均(参考値)

16,190円

(単純平均値のH25.4単価比; **+7.1%**)

H24単価比: **+23.2%**

被災三県 : 17,671円 (単純平均値のH25.4単価比 **+8.4%**)

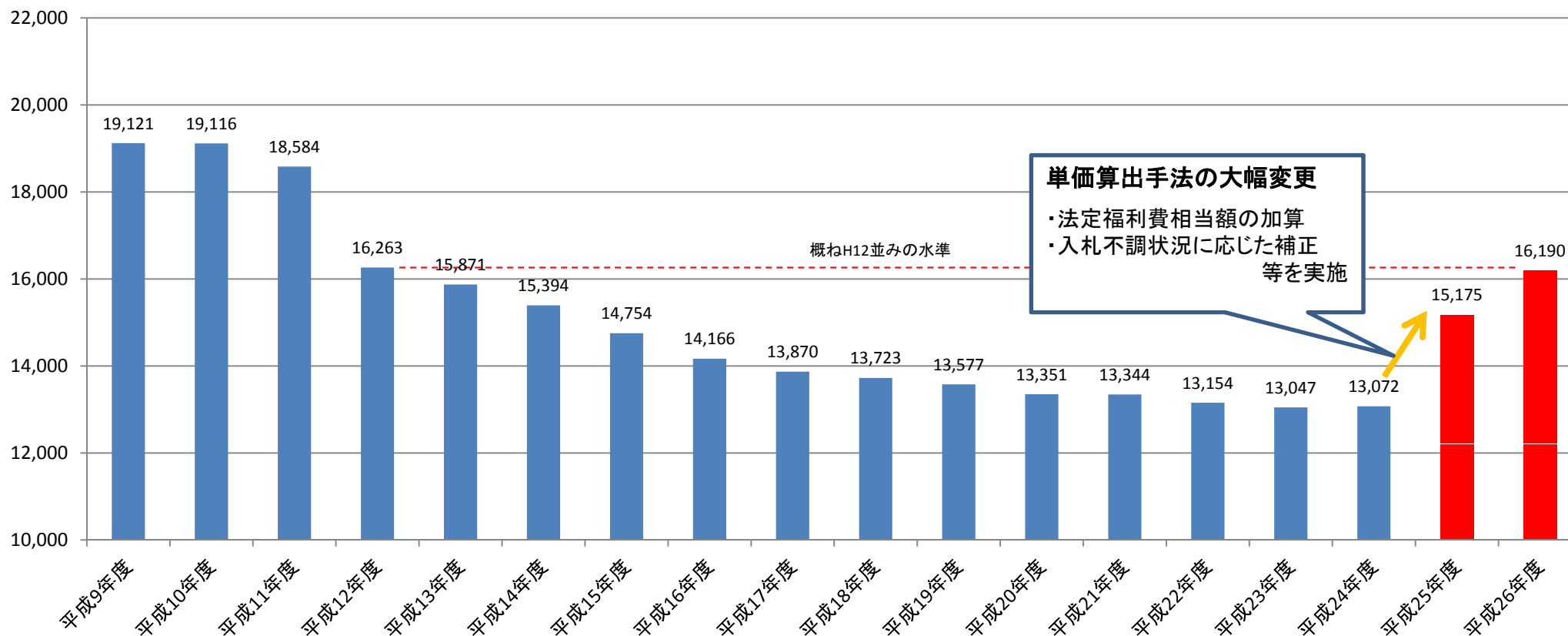
H24単価比: **+31.2%**

被災三県以外の都道府県 : 16,062円 (単純平均値のH25.4単価比 **+7.0%**)

全国全職種平均 : 16,190円 (単純平均値のH25.4単価比 **+7.1%**)

(円/1日8時間当たり)

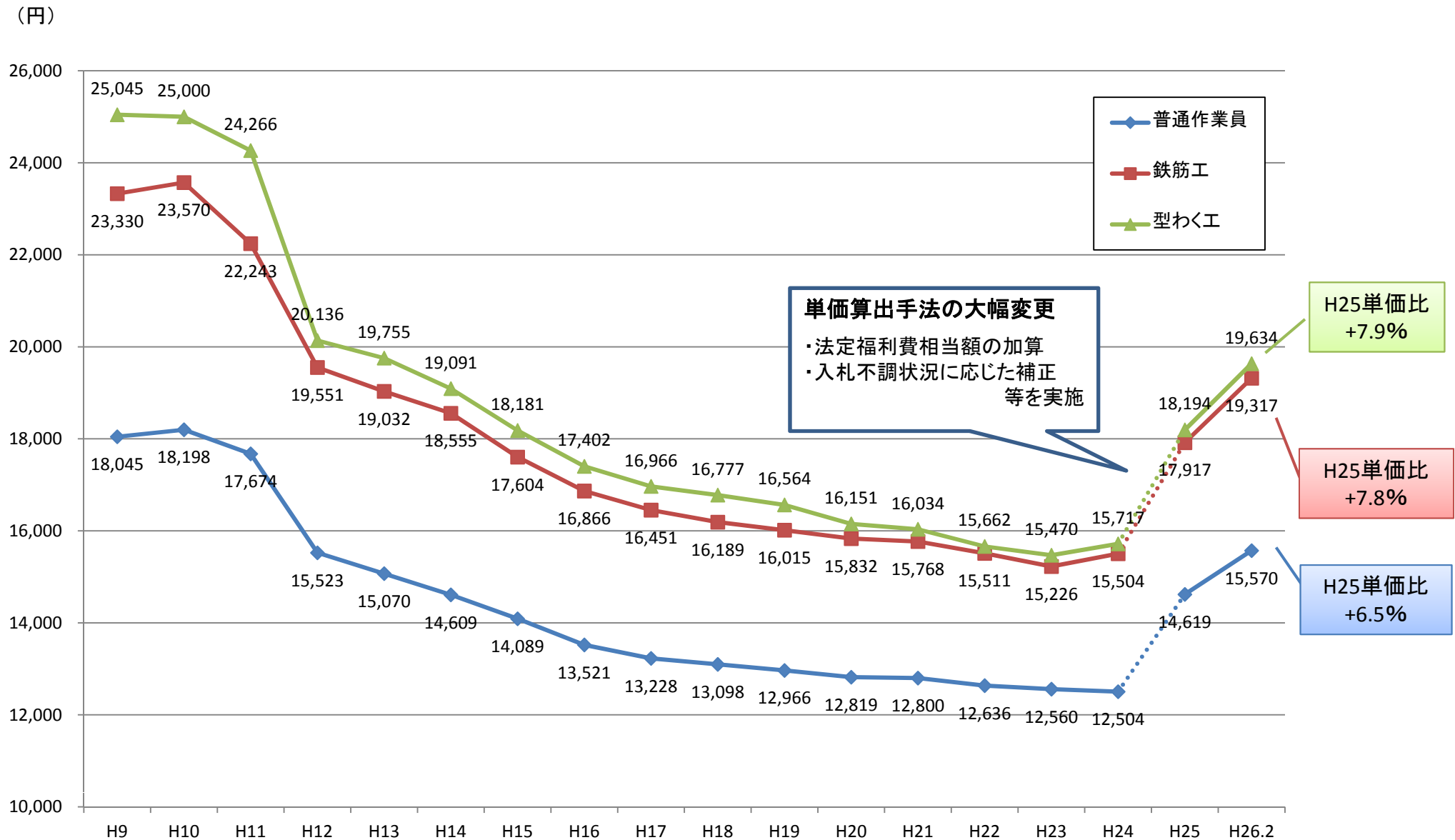
公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1) 加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

公共工事設計労務単価の推移(主要職種)



出所:国土交通省「公共工事設計労務単価」

公共工事設計労務単価の概要

○ 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価

※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない

※ 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない

(諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される)

○ 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

○ 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。

○ 利用者: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

